

# 徳島市障害者就労施設等登録要綱

## (目的)

**第1条** この要綱は、本市において、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条第 1 項に規定する障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針に基づいて、物品等の調達を行うにあたり、障害者就労施設等の登録制度を設け、もって障害者就労施設等との契約事務の円滑かつ効率的な執行に資することを目的とする。

## (定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者総合支援法 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)をいう。
- (2) 調達方針 障害者優先調達推進法第 9 条第 1 項に規定する障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針をいう。
- (3) 障害者就労施設等 障害者優先調達推進法第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等をいう。
- (4) 物品等 物品及び役務をいう。
- (5) 障害者就労施設等登録名簿 次条に規定する登録名簿をいう。
- (6) 共同受注窓口 第 4 条第 2 項の規定に基づいて、障害者就労施設等登録名簿に登録された法人をいう。

## (登録)

**第3条** 本市が、調達方針に基づいて、障害者就労施設等から物品等を調達する場合において、見積書の提出等に応じようとする者は、この要綱に基づいて、認定を受けた上、本市が管理する登録名簿への登録を受けなければならない。

## (登録の対象)

**第4条** 障害者就労施設等登録名簿への登録を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本市の区域内において、障害者総合支援法に規定する障害者支援施設を経営していること
- (2) 本市の区域内において、障害者総合支援法に規定する地域活動支援センター（本市が現に必要な費用の助成を行っている施設に限る。）を経営していること
- (3) 本市の区域内において、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を経営していること
- (4) 本市の区域内において、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の規定により、障害者の地域における作業活動の場として、本市が現に必要な費用の助成を行っている障害者地域共同作業所を経営していること
- (5) 本市の区域内において、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 44 条第 1 項の認定に係る同項に規定する子会社の事業所を営んでいること
- (6) 本市の区域内において、障害者優先調達推進法施行令第 1 条第 2 号に掲げる事業所（同令第 1 条第 2 号イに掲げる身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者の数が 2 人以上で、同号ロ及びハに掲げる要件を満たすものを含むものとする。）を営んでいること

- (7) 本市の区域内において、障害者優先調達推進法第2条第3項に掲げる在宅就業障害者(ただし、第1号から第6号まで及び第8号に掲げる事業所において就業する、又は当該事業所から発注を受けて業務を行う者を除く。)としての拠点を有し、業務を行っていること
- (8) 本市の区域内において、障害者の雇用の促進等に関する法律第74条の3第1項に掲げる在宅就業支援団体として事業所を経営していること

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する者は、共同受注窓口として、障害者就労施設等登録名簿への登録を申請できるものとする。

- (1) 本市の区域内に、主たる事務所又は従たる事務所の所在地を有する法人であること
- (2) 定款、寄附行為等に、本市の区域を含む、一定の範囲の地域の障害者就労施設等における事業の推進を目的とすることが明示され、障害者の就業機会を確保し、組織的に障害者に対して、就業機会を提供する業務を行っていること
- (3) 障害者就労施設等に係る物品等の販売促進活動、物品等の品質改善の取り組み、法令遵守の取り組みを行うなど適切な業務遂行能力を有すること
- (4) 本市の区域内に所在地を有する障害者就労施設等を経営する者が、法人個人の別にかかわらず5以上参加していること
- (5) 基準日(第6条に規定する申請書の提出期間のうち、8月1日から同月末日までの間に申請書を提出するものにあつては当該年の6月1日、2月1日から同月末日までの間に申請書を提出するものにあつては当該年の前年の12月1日をいう。)直前の2か年の事業年度において、物品等の取扱いに係る年間平均実績高が1千万円以上であること

3 前項の規定による申請を行った者に参加する障害者就労施設等を経営する者は単独で第1項の規定による登録の申請をすることができないものとし、同項の規定による申請を行い、障害者就労施設等登録名簿に登録された者が経営する障害者就労施設等に参加する者が前項の規定による申請を行った場合は、当該登録を取り消すものとする。

#### (登録の申請)

**第5条** 第4条の規定に基づいて、障害者就労施設等登録名簿への登録を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、障害者就労施設等登録審査申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めた書類については、この限りでない。

- (1) 経営規模調書(様式第2号)
- (2) 使用印鑑届(様式第3号)
- (3) 誓約書(様式第4号)
- (4) 共同受注窓口調書(様式第5号)
- (5) 経歴書(参考様式第1号)
- (6) 官公署納入先及び納入実績(参考様式第2号)
- (7) 委任状(参考様式第3号)
- (8) 登記事項証明書
- (9) 定款、寄附行為等
- (10) 財務諸表
- (11) 身分証明書
- (12) 納税証明書
- (13) 印鑑証明書
- (14) 許可書又は認可書
- (15) 製造設備機器明細書
- (16) 指定障害者支援施設、指定障害福祉サービス事業者の指定に係る指令書の写し等に障害者就労施設等であることを証する書類

- (17) 本市の補助金交付決定通知書
- (18) 第4条第1項第5号に係る特例子会社の登録については、厚生労働大臣から交付を受けた「認定書」の写し
- (19) 第4条第1項第6号に係る重度障害者多数雇用事業所の登録については、「障害者雇用状況計算書」(様式第6号)。ただし、公共職業安定所において「重度障害者多数雇用事業所証明書」を受けている場合は、その事業年度が審査基準日内であれば、「重度障害者多数雇用事業所証明書」の写し
- (20) 第4条第1項第7号に係る在宅就業障害者の登録については、「在宅就業障害者確認書」(様式第7号)
- (21) 第4条第1項第8号に係る在宅就業支援団体の登録に係る厚生労働大臣から交付を受けた「在宅就業支援団体登録通知書」の写し
- (22) その他市長が必要と認める書類

#### (申請書の提出期間)

**第6条** 申請者は、平成25年を最初の年とする隔年ごとの8月1日から同月末日までの間に申請書を提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、申請者は、同項に規定する年の翌年の2月1日から同月末日及び8月1日から同月末日並びに翌々年の2月1日から同月末日までの間に申請書を提出することができる。

#### (登録等)

**第7条** 市長は、第5条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、その結果を申請者に通知するとともに、障害者就労施設等登録名簿に登録するものとする。

#### (登録の有効期間)

**第8条** 登録の有効期間は、第6条第1項に規定する年の10月1日(同条第2項に規定する期間に申請書を提出した者にあつては、障害者就労施設等登録名簿に登録した日)から当該年の翌々年の9月30日までとする。

#### (変更届)

**第9条** 障害者就労施設等登録名簿に登録された者(以下「登録者」という。)は、次の各号の一に掲げる事項に変更があつたときは、直ちに関係書類を添付して、障害者就労施設等登録審査申請書記載事項変更届(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 登録者の氏名又は名称
- (2) 登録者の住所又は所在地
- (3) 登録者の代表者又は受任者の住所及び氏名
- (4) 実印又は使用印
- (5) 登録者が経営する障害者就労施設等の種別
- (6) 登録者が経営する共同受注窓口に参加する、本市の区域内に所在地を有する障害者就労施設等を経営する者に係る障害者就労施設等の種別
- (7) 登録者が経営する障害者就労施設等又は共同受注窓口が取り扱う営業種目

#### (廃止等届)

**第10条** 登録者は、次の各号の一に掲げる事由があつたときは、直ちに関係書類を添付して、障害者就労施設等登録廃止等届(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 登録者が経営する障害者就労施設等の全部について、第4条第1項各号に規定する要件に該当しなくなったとき
- (2) 登録者が経営する障害者就労施設等の全部を廃止又は休止するとき

- (3) 登録者が経営する共同受注窓口が、第4条第2項各号に規定する要件に該当しなくなったとき
- (4) 登録者が経営する共同受注窓口が、廃止又は休止するとき

#### (辞退届)

第11条 市長は、登録者が自らの都合により登録の辞退の申出を行った場合は、第8条に規定する登録の有効期間の残存期間中、再度の申請は受理しないものとする。

#### (登録の取消し)

第12条 市長は、次の各号の一に該当すると認められる登録者の登録を取り消し、その事実があった後2年間障害者就労施設等登録名簿に登載しないことができる。

- (1) 契約の履行にあたり故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 契約手続きにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
- (3) 契約予定者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり、本市職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく、契約を履行しなかった者
- (6) 申請書及び添付書類に虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった者
- (7) 徳島市暴力団等排除措置要綱別表に定める措置要件に該当する者又は当該措置要件に該当する者を下請負人等にした者
- (8) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、その者に通知するものとする。

#### (暴力団等排除措置)

第13条 市長は、登録者について、徳島市暴力団等排除措置要綱別表に定める措置要件に該当すると認めるときは、同要綱第3条及び第6条の規定に準じて、排除措置を講ずるものとし、同要綱第11条の規定に準じて、排除措置の解除を行うものとする。

2 市長は、障害者就労施設等登録名簿への登録にあたっては、申請者に対し、徳島市暴力団等排除措置要綱第9条の規定に準じて、障害者就労施設等名簿登録時の措置を講ずることができる。

#### (登録の停止等)

第14条 市長は、管財課が所管する競争入札参加資格を有する者に対して実施する指名停止措置又は指名回避措置に関する事務に準じて、障害者就労施設等登録名簿への登録停止又は契約手続きの回避を行うことができる。

#### (委任)

第15条 要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附則

##### (施行期日)

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

#### 附則

##### (施行期日)

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。